

水道料金改定についての答申

平成22年 2月17日

南島原市水道料金審議会

はじめに

水道は、健全で文化的な市民生活や様々な社会活動を支えるうえで必要不可欠な生活基盤施設として重要な役割を担っています。今後、南島原市の水道事業は負担の公平を図りつつ、さらに安定した経営を維持し、市民生活のライフラインとして、安全で良質な水を安定的に供給できる施設の整備を進めていく必要があります。

水道料金は、雲仙地域合併協議会の協定第42号で「水道使用料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後、5年以内に調整し実施する。」とされたことから、「南島原市水道事業給水条例」及び「南島原市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例」において旧町ごとの水道料金が規定されている。

現在の水道料金は、それぞれの地域に見合った料金体制を設定し、見直しや改定により築き上げられたもので、地域に定着した料金であると推察するところであるが、南島原市として料金の負担の公平、適正な水道料金の設定にあたり、水道料金を審議する組織を設置して水道料金を統一することとなり、平成21年7月31日に南島原市水道料金審議会条例が施行されたものである。

この条例に基づき、平成21年8月11日南島原市水道料金審議会が設置され、同日における市長からの諮問に基づき、水道料金について調査、審議を行い、意見を集約したので答申する。

1. 南島原市の水道

南島原市の水道は、地方公営企業法の適用を受ける西有家上水道、加津佐上水道の2事業と、法の適用を受けない8町の23簡易水道事業、有家町と北有馬町の飲用水供給施設、北有馬町と加津佐町の営農飲雑用水供給施設及び布津町の営農用水供給施設が整備されている。

2. 現在の水道料金体系

料金体系は、すべて用途別料金となっており、用途の区分、基本料金の設定、超過料金はさまざまである。

3. 料金統一の進め方

水道料金の設定については、水道法第14条に「能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。定率または定額

をもって明確に定められていること。特定のものに対し不当な差別的扱いをするものでないこと。」と規定されている。また、水道法施行規則第12条の技術的細目においては「料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。費用と支払利息及び資産維持費の合計額から、営業収益の額から給水収益を除いた額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたもの。需要者間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。」となっている。

従って、基本的な考え方として、合併に伴う公平な負担を求める水道料金の調整を図るためには、現在適用している旧町ごとの水道料金の算定方法を一つの算定方法に統一することを実現するため、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計の安定性を勘案し、現状を確保（経営維持）できる適正な料金を設定することを目標とした。

地方公営企業法の適用を受ける水道事業における経費は、同法第17条の2第2項に当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。と規定されているため、同法適用の水道事業について設定することとし、簡易水道事業及び飲用水供給施設の料金は、統一の趣旨に沿いこれを適用することとした。

4. 水道料金体系について

水道料金の体系については、「用途別」、「口径別」、「その他」に大別される。

用途別料金体系は、水道料金にその使用用途を基準として料金に格差を設定する料金体系で、平成21年4月1日現在営業中の末端給水事業1,316事業体における用途別料金体系を採用する事業体は471事業体である。平成19年で37.5パーセント、平成20年で36.4パーセント、平成21年で35.8パーセントと減少傾向にある。（資料3）

この理由として、用途の区分及び設定単価の差異が政策的かつ恣意的であり客観性にかけるという問題が指摘されているため、とされている。

口径別料金体系は、量水器などの需要家費や需要量が、おおむね量水器の口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の

公平と料金体系の明確性が確保でき、恣意性の介入がなされず、料金体系が安定する。このため日本水道協会作成の「水道料金算定要領」でも、口径別料金体系を原則としている。平成21年4月1日現在営業中の末端給水事業1,316事業体のうち697事業体で採用され、平成19年で51.5パーセント、平成20年で52.3パーセント、平成21年で53.0パーセントと増加傾向にある。(資料3)

県内の合併自治体で採用された例として、五島市が平成19年4月使用分から、平戸市が平成21年4月使用分から、また雲仙市が平成21年10月使用分からそれぞれにおいて用途別料金体系から口径別料金体系に変更されている。(資料4)

5. 地方公営企業法適用水道事業の財政検討と水道料金

合併に伴う公平な負担を求める水道料金の調整を図るため、現在適用している旧町ごとの水道料金の算定方法を一つの算定方法に統一することの判断材料として、地方公営企業法適用の水道事業に関する財政状況を検討した。財政収支計画にあるとおり、給水収益(料金収入)は税抜きで合併初年度の平成18年度が157,729千円であったが、平成19年度156,287千円、平成20年度151,491千円と年々減少している。(資料1)

水の需要(有収水量)については、平成18年度が950,134立方メートル、平成19年度が952,908立方メートルと僅かに伸びたが、平成20年度には929,330立方メートルと減少している。(資料2)

人口も減少傾向にあるため、今後の水需要の伸びは見込めない。しかしながら、給水収益について平成21年度同額程度が見込まれれば、料金算定期間とされる3年から5年の間において、不測の事態が生じない限り経常利益は赤字とはならず、経営状況は維持できるものとなっている。

結果として平成21年度見込額程度の給水収益を確保できる料金設定であれば数年間は現状を維持できる経常利益を確保できるものと予測している。(資料1)

この経常利益を確保するための水道料金については、日本水道協会作成の水道料金算定要領で口径別料金体系を原則としていることから、口

径別料金体系を選択して収益の試算を行っている。

試算した口径別料金は基本料金と水量料金（超過料金）からなり、基本料金は水量無し基本料金と、5立方メートルまで及び5立方メートルを超え10立方メートルまでの水量付き基本料金で試算をしている。段階の区分については、現在の料金表を勘案して設定を行った。（資料5）

（1）水量無し基本料金としたときの基本料金は口径13ミリメートル・20ミリメートルは税込み620円、口径25ミリメートル・30ミリメートルで2,450円、口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルで7,700円となっており、水量料金は1立方メートルにつき135円で、この試算による消費税を含めた給水収益と平成20年度における給水収益の実績の比較は、実績155,190,164円に対し158,894,895円となり3,704,731円の増収見込みとなる。（資料5）

（2）次に、一人世帯等の少量使用者へ配慮した料金設定となる、「5立方メートルまで及び5立方メートルを超え10立方メートルまでの水量付き基本料金」としたときの基本料金は5立方メートルまでで、口径13ミリメートル・20ミリメートルは税込み900円、口径25ミリメートル・30ミリメートルで2,700円、口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルで7,800円となっており、5立方メートルを超え10立方メートルまでで口径13ミリメートル・20ミリメートルは税込み1,250円、口径25ミリメートル・30ミリメートルで3,200円、口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルで8,300円、水量料金は一律1立方メートルにつき180円で、この試算による消費税を含めた給水収益と平成20年度における給水収益の実績の比較は、実績155,190,164円に対し158,063,540円で2,873,376円の増収見込みとなり、（1）及び（2）ともに経常利益を確保できる給水収益となる。（資料5）

6. 水道料金統一の方向性

水道料金統一の方向性として、次のように意見の集約をみた。

（1）口径別水道料金とする。

現在の水道料金は、用途別水道料金となっているが、用途の区分、設定単価の差異が政策的かつ恣意的であることの問題点や、全国的に採用減少傾向にあることなどを勘案するとともに、費用負担の公平、客観性、明確性という点で用途別料金体系よりも優れているといえることから、口径別水道料金体系を採用することとした。

- (2) 基本料金に含まれる使用水量は、一人世帯等の少量使用者へ配慮し、いずれの口径でも5立方メートルまでと、5立方メートルを超え10立方メートルまでの二段階とする。

旧町の基本料金に含まれる一般家庭用の使用水量は、5立方メートルまでと、5立方メートルを超え10立方メートルまでの二段階としていたところが西有家町、北有馬町、口之津町、加津佐町で、10立方メートルまでが、深江町、布津町、有家町、南有馬町となっている。

- (3) 地方公営企業法適用水道事業の給水収益が、現状を確保（経営維持）できる料金とする。

法適用の水道事業は、その経費を当該水道事業の収益によって補わなければならない、水道料金は単に既存の施設による給水のための原価を補うだけでは十分ではなく、施設の拡充が可能であるように財政的基盤の強化を図りうるものでなければならない。

- (4) 口径を3グループ化した基本料金とする。

口径13ミリメートル・20ミリメートルを1グループ

口径25ミリメートル・30ミリメートルを1グループ

口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルを1グループ

試算は、それぞれの口径ごとに基本料金を試算したが、南島原市においては、一般家庭用であっても水圧の関係で口径20ミリメートルの量水器の設置をした経過があることから、主に一般家庭に設置している口径13ミリメートルと口径20ミリメートルの料金の差は小さいものでなければならない。また、現在の用途別区分による平成20年度使用口径実績をみても一般家庭用の99.4%が口径13ミリメートルと口径20ミリメートルとなっていることからグループ化することで意見の一致をみた。

- (5) 料金の調整方法は、経過措置を講じながら統一料金とする。

同じ市民として負担の公平は早急になされることが望ましいが、現在の市内水道料金の格差が大きいことから、一度に統一料金とすることは、大幅な引き上げとなる地域市民の理解が得られないと考えられる。

(6) 実施時期について

市長の判断、議会の議決を要するので早急に実施されるよう答申することとする。

7. 南島原市の水道料金について(資料6)

これまでの検討、審議を踏まえて次のとおり南島原市水道料金体系について意見の一致をみた。

統一料金は、口径別料金体系とし基本料金と超過料金を合計した料金とする。

(1) 基本料金

基本料金に含まれる使用水量は、いずれの口径でも5立方メートルまでと、5立方メートルを超え10立方メートルまでの二段階とし、次のとおりとする。

使用水量5立方メートルまでの基本料金

口径13ミリメートル・20ミリメートルは、900円

口径25ミリメートル・30ミリメートルは、2,700円

口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルは、7,800円

使用水量5立方メートルを超え10立方メートルまでの基本料金

口径13ミリメートル・20ミリメートルは、1,250円

口径25ミリメートル・30ミリメートルは、3,200円

口径40ミリメートル・50ミリメートル・75ミリメートルは、8,300円

(2) 超過料金

超過料金は、10立方メートルを超え、11立方メートルからを超過料金として、使用水量1立方メートルにつき180円とする。

8. 学校プール、自治会公民館について

北有馬町簡易水道において、「学校プール、自治会公民館」について

は基本料金を賦課せず、使用実績があった場合のみ使用水量による料金を賦課するものがあったが、基本料金は給水準備のために必要な原価として各使用者に対し公平に賦課される料金であるので、特例的なものは設けず、すべての給水において基本料金を賦課することが適当である。

9 . 公共の消防用水の料金について

消火栓から使用する消防用水については賦課していないが、防火水槽に使用する用水については北有馬町簡易水道で賦課している。

水道法第24条第3項で「公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない」と規定されており、賦課徴収しないことが適当である。ただし、同法同条第2項に「市町村は、消火栓を設置した水道事業者に対し、設置及び管理に要する費用、その他消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、相当額の補償をしなければならない」と規定され、また、地方公営企業法第17条の2第1項に「性質上公営企業の収入をもって充てることが適当でない経費については、一般会計が負担するもの」と規定されているため消火栓の設置に関する費用及び管理に要する経費は一般会計が負担することが適当である。

10 . 共同墓地の料金について

現在、南島原市内の共同墓地の水道料金については、合併時から墓地管理者と市において契約書を締結し、水道料金を賦課していない。

合併前の旧町の取扱いは、賦課徴収していたところが布津町、有家町、南有馬町、加津佐町であったが、そのうちの有家町と加津佐町においては墓地管理者を町環境課として、実際の使用者（墓地管理者）からの徴収はなかった。また、近隣である島原市、雲仙市の取扱いも市環境課（環境衛生課）で負担しており、このことから実際の使用者（墓地管理者）からの徴収をすることは適当でないと考える。

他の水道事業体で共同墓地の料金の賦課徴収をしていないところはないとのことだが、賦課徴収するということであれば市での負担とするなど検討願いたい。

11 . 神社の料金について

神社や祠で宮司の生活用とは別に独立した給水に対して、深江町と西有家町において水道料金が賦課されていない。

合併前の旧町時の取扱いであるが、他の使用者同様に賦課徴収されることが適当である。他の水道事業体にも神社や祠について料金免除や賦課対象外としているところは無く、賦課しない根拠も無い。

1 2 . 臨時使用の料金について

工事用などに使用することを目的とする臨時使用料金については、旧町時の加入金や市民生活に支障がでない使用に抑制するためなどの目的で設定されていたものと思われるが、口径により料金の格差が設けられる口径別料金体系とすることで設定の必要はない。また、他の口径別料金体系を採用する水道事業体の料金表にも臨時使用料金の設定はされていない。

1 3 . 営農飲雑用水供給施設及び営農用水供給施設の料金について（資料 6 , 資料 6 - 2 ）

営農飲雑用水供給施設については、水道事業や簡易水道事業同様に生活用水（営農用以外）の料金があり、現在の料金表も簡易水道の料金表と同一の算定方法となっている。水道事業及び簡易水道事業の料金を統一することに伴い、営農用以外の料金についても水道事業及び簡易水道事業の料金と同一算定方法での料金とすることが適当である。

つぎに、営農飲雑用水供給施設及び営農用水供給施設には営農用料金が設定されており、その設置条例にもあるとおり「農業生産環境を図るため・農業用水を供給するため」と規定され、施設の設置経緯についても水道事業及び簡易水道事業とは根本的に違いがある。現在の料金についても、営農用以外の料金設定と営農用料金とは格差を約 8 0 パーセントつけてあることから、統一するとしても同程度の格差をつけることが適当と考え、営農用料金については次のとおりとした。

料金は、口径別料金体系とし基本料金と水量料金を合計した料金とする。ただし、その合計した料金に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てる。

(1) 基本料金

基本料金 (使用水量を含まない)

口径 13 ミリメートル・20 ミリメートルは、620 円

口径 25 ミリメートル・30 ミリメートルは、2,450 円

口径 40 ミリメートル・50 ミリメートル・75 ミリメートルは、
7,700 円

(2) 水量料金

水量料金は、使用水量 1 立方メートルにつき 105 円とする。

おわりに

以上のおり答申するが、実施にあたっては市民への周知期間を考慮するとともに、早急 to 実施されることが望ましいと考えられる。